

# 「グループホーム アイリス」運営規定

## 第1条（事業の目的）

医療法人社団おおやクリニックが開設する「グループホーム アイリス」（以下「事業所」という。）が行う指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防」という。）・短期利用認知症対応型共同生活介護（以下「短期利用」という。）・介護予防短期利用認知症対応型共同生活介護（以下「介護予防短期利用」という。）の事業（以下「事業」という。）は、要介護者及び要支援者2の者（短期利用・介護予防短期利用は要介護者及び要支援者）であって認知症の状態にある者に対し、適切な認知症対応型共同生活介護及・介護予防・短期利用・介護予防短期利用を提供することを目的とする。

## 第2条（基本方針）

事業所の介護従事者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供に当たり、共同生活住居において、家庭的な環境の下で、入浴、排泄、食事などの介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにするものとする。

## 第3条（運営方針）

当該事業所において提供する認知症対応型共同生活介護及・介護予防・短期利用・介護予防短期利用は、介護保険法ならびに関係する厚生労働省令、告示の主旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って家庭的な環境の下で日常生活を送ることができるようサービスを提供する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村・地域の保険・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行う。
- 5 提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の質の評価を行うとともに、定期的に外部のものによる評価を受けて、それらの結果を公表し、常に改善を図る。

## 第4条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 グループホーム アイリス
- (2) 所在地 栃木県栃木市片柳町二丁目1番50号

## 第5条（従業者の職種、員数及び職務内容）

事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名  
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 計画作成担当者 2名

計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用計画の作成を担当する。

(3) 介護従事者 10名以上

介護従事者は、認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期使用を提供するにあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介助を行う。

#### 第6条（営業日及び営業時間）

事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 年中無休とする

(2) 営業時間 24時間

#### 第7条（利用定員）

認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の利用人数は、18人（1ユニットにつき9名）とする。

短期利用及び介護予防短期利用は空室時のみ対応する。

#### 第8条（認知症対応型共同生活介護・介護予防の内容）

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活の援助

日常生活動作に応じて、必要な介助を行う。

(2) 健康チェック

血圧測定等、利用者の全身状態の把握

(3) 機能訓練

利用者が日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するため訓練及び利用者の心身の活性化を図るための各種支援を提供する。また、外出の機会の確保その他利用者の意向を踏まえた支援を行う。

(4) 食事支援

① 食事の準備、後片付け

② 食事摂取の介助

③ その他必要な食事の介助

(5) 入浴支援

① 入浴または清拭

② 衣服の着脱、身体の清拭、洗髪、洗身の介助

③ その他必要な介助

(6) 排泄支援

利用者の状況に応じて適切な排泄の介助を行うとともに、排泄の自立についても適切な援助を行う。

#### 第9条（利用料その他の費用の額）

指定認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用を提供した場合にの利用料の額は、厚生大臣が定める基準によるものとする。

2 事業者は、共同生活介護の提供にあたり、介護保険の給付に関わる部分と、別に日常

生活において通常必要な費用は利用者が負担するものとする。

イ、家賃、ロ、食費、ハ、光熱費 ニ、日用品・共益費  
は、別紙「グループホーム利用料金説明書」のとおりとする。

- 3 前項の費用支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文章に署名または記名押印を受けることとする。
- 4 利用料の支払いは、現金より指定期日までに受ける。
- 5 介護保険の給付に関わるサービスのご利用がない場合、または退居事由が発生した場合においても、契約された部屋に荷物等が残されている間は、利用者は家賃を負担するものとする。

#### 第10条（入居に当たっての留意事項）

利用者は、入居に当たって、次の事項に留意するものとする。

- (1) 面会や宿泊は自由とするが、職員に届けること。
- (2) 外出、外泊は、事前に行く先と帰着時間を職員に届け出ること。
- (3) 原則として喫煙・飲酒は禁止とする。
- (4) 承諾なしに他の利用者の居室に立ち入らないこと。

#### 第11条（個人情報の保護）

利用者の個人情報を含む認知症対応型共同生活介護計画書・介護予防計画書・短期利用計画書・介護予防短期利用計画書、各種記録等については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

#### 第12条（秘密保持）

事業所の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密保持を厳守するため、従業員でなくなった後も秘密を漏らすことがないように、就業規則に記載するとともに損害賠償などを含める内容の誓約書を提出しなければならない。

#### 第13条（身体拘束等の禁止）

認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供にあたっては、当該利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむをえない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

#### 第14条（苦情処理）

提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用に関する利用者及び家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者または家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講ずるものとする。

- 2 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用に関する利用者及び家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
- 3 苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取り組みを自ら行う。
- 4 提供した認知症対応型共同生活介護・介護予防に関し、介護保険法第23条の規定に

より市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの質問もしくは照会に応じる。

また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 5 市町村からの求めがあった場合には、改善内容を市町村に報告する。
- 6 提出した認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用に係る利用者または家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行う。
- 7 国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、改善内容を国民健康保険団体連合会に報告する。

#### 第15条（事故発生時の対応）

利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

- 2 事故が生じた場合は、その事故の状況及び事故に際して執った処置について記録する。
- 3 事故が生じた場合にはその原因を解明し、再発を防ぐための対策を講じる。

#### 第16条（衛生管理）

認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用に使用する備品等は清潔を保持するため、業務開始前・終了時の日々の清掃・消毒を施すなど、常に衛生管理に留意するものとする。

- 2 職員へは、研修や勉強会を通じ、感染症対策や衛生管理に関する知識の習得を図る。

#### 第17条（緊急時における対応）

職員は、サービス実施中に利用者の心身の状況に異常その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡などの処置を講ずるとともに、管理者に報告をしなければならない。

- 2 主治医との連絡ならびに指示が得られなかった場合には、事業所が定めた協力医療機関へ連絡するとともに受診等の適切な措置を講ずる。

#### 第18条（非常災害対策）

認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供中に天災その他の災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な処置を講ずる。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力医療機関との連携方法を確認し、災害時には、避難等の指揮をとる。

- 2 事業所は、消防計画などの防災計画に基づき、年2回以上、避難・脱出訓練を行う。

#### 第19条（運営推進会議）

認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用サービスが地域に密着し、地域に開かれたものにするために、運営推進会議を開催する。

- 2 運営推進会議の開催は、おおむね2ヵ月に1回とする。

- 3 運営推進会議のメンバーは、利用者、利用者家族、地域住民の代表者、地域包括センターの職員とする。
- 4 会議の内容は、事業所のサービス内容の報告及び利用者に対して適切なサービスが行われているかの確認、地域との意見交換・交流等とする。
- 5 運営推進会議の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表する。

## 第20条（記録の整備）

事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防の提供に関する記録を整備し、契約終了日から5年間保存する。

## 第21条（その他運営に関する重要事項）

事業所は、介護従事者の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
- (2) 継続研修 年1回以上
- (3) その他の研修 随時

- 2 職員等は、その勤務中に身分を証明する証票を携行し、利用者または家族から求められたときは、これを掲示する。
- 3 サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、予め文書により得ておくものとする。
- 4 認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者及びその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の態勢その他の利用申込のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- 5 事業所は、認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供を求められた場合は、その者の提示する保険者証によって、被保険者資格、要介護認定等の有無及び要介護認定等の期間を確かめるものとする。
- 6 事業所は前項の被保険者証に、介護保険法第73条第2項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、事業を提供するものとする。
- 7 認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の提供を受けている利用者が、正当な理由なしに認知症対応型共同生活介護・介護予防・短期利用・介護予防短期利用の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態等の程度を増進させたと認められるとき、あるいは、偽りその他不意な行為によって保険給付を受け、または受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を関係市町村に通知するものとする。
- 8 この規定に定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人社団おおよクリニックと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

## 第22条（虐待の防止のための措置に関する事項）

事業所は、虐待の発生を防止するため、下記の措置を講じることとする。

- （1）虐待防止の対策の会議を定期的開催し、職員に周知徹底する。
- （2）高齢者虐待防止の為の研修や認知症ケアに対する理解を高める研修を定期的実施する。
- （3）虐待防止の為の基本指針  
身体拘束という手段は取りませんが、万が一、虐待が直ちに利用者の安全確保・事実確認・組織的な情報共有と対策を検討する。また本人・家族への謝罪や説明、原因分析と再発防止に取り組みます。
- （4）利用者自身の安定、又意思を尊重した対応を行うため、担当者を介護支援専門員（ケアマネージャー）とする。

### 附則

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

この規程は、平成29年7月1日から施行する。

この規程は、令和元年12月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。